

保護者の皆様

酒田市教育委員会
学校教育課長【公印省略】

学校再開後の新型コロナウイルス感染症に係る対応について（改訂版）

各小・中学校における感染防止に係る対策と学校教育活動へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、5月29日付の文書で、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について、お知らせしておりました。山形県教育委員会より、感染確認後の対応について一部変更の通知があり、酒田市の対応についても一部見直しをいたしましたので、お知らせいたします。

今後も感染防止に努めて参りますが、下記のような事案が発生した場合も、冷静な対応とご理解とご協力を、改めてお願いいたします。

※ここでいう「学校関係者」とは、児童生徒及び学校職員を指します。

①学校関係者の感染が確認された場合

- ・児童生徒は直ちに下校し、当分の間臨時休業の措置を取ります。
- ・保護者の皆様には、学校からのお便りや安全安心メール等を通じてお知らせします。
- ・保健所の指導のもと、調査や校内の消毒等、必要な対応を取ります。
- ・学校の再開時期については、学校から安全安心メール等を通じてお知らせします。

②学校関係者が濃厚接触者（本人は未感染）と特定された場合

- ・濃厚接触者本人は、2週間の自宅待機となります。
- ・児童生徒は直ちに下校し、一時的に学校を閉鎖します。
- ・保護者の皆様には、学校からのお便りや安全安心メール等を通じてお知らせします。
- ・保健所の指導のもと、調査や校内の消毒等、必要な対応を取ります。
- ・登校再開については、学校から安全安心メール等を通じてお知らせします。

③学校関係者がPCR検査の対象者とされた場合

※濃厚接触の可能性がなく、発熱等体調不良によりPCR検査対象となる場合

- ・検査対象者は、少なくとも検査結果が出るまで自宅待機となります。
- ・感染防止策を講じたうえで、学校教育活動を継続します。

④同居している家族等が濃厚接触者又はPCR検査の対象者とされた場合

- ・同居している家族等が感染者の濃厚接触者と当たる場合又はPCR検査の受検対象者となった場合についても、速やかに学校に連絡をします。
- ・保健所と相談し必要に応じて自宅待機となる場合があります。
- ・感染防止策を講じたうえで、学校は教育活動を継続します。

※状況に応じて、学校、市教育委員会、専門家会議、対策本部会議と協議し対応します。

※いずれの場合も、感染が拡大しないように努めます。

※感染者を特定しようとしたり、根拠のないうわさ話を広めたり嫌がらせをしたりしないように指導の徹底をしておりますので、ご家庭でもご指導をお願いします。

【連絡先】

酒田市教育委員会 学校教育課

TEL 0234-26-5775

FAX 0234-23-2257